

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙交企発第58号、丙交指発第7号
令和2年6月12日
警察庁交通局長

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律の施行について(通達)

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第47号。以下「改正法」という。)は、本年6月12日に公布され、7月2日から施行されることとなった。

改正法の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正法の趣旨

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条の危険運転致死傷罪の対象となる行為を新たに追加するものである。

2 改正法の概要

危険運転致死傷罪の対象となる行為に、

- 車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為
- 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。)において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行(自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。)をさせる行為

を新たに追加するものである。

(参考資料)

- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第47号)の官報の写し及び新旧対照条文

2 前項の場合において、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律附則第三項のうち次の表の上欄に掲げる内閣法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第三項の次に一項を加える改正規定</p>	<p>附則第二項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。</p> <p>附則第三項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。</p>
---------------------------	---

（公営住宅法の一部改正）
 第二十二條 公営住宅法の一部を次のように改正する。

第八條第六項を削り、同條第七項中「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同項を同條第六項とする。

第十一條第一項中「若しくは第七項」を削る。

第十七條第三項中「東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するたため復興交付金を充て、」を削り、「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同條第四項中「東日本大震災」の下に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。」を加え、「平成二十三年三月十一日」を「同日」に、「復興交付金、帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改める。

（公営住宅法の一部改正）
 第二十三條 施行日前に公営住宅の建設又は買取りに要する費用に充てられた復興交付金又は帰還環境整備交付金については、公営住宅法第八條第一項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。

2 施行日前に東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十一年法律第五十号）第二十二條第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充て、又は特定帰還者に賃貸するため帰還環境整備交付金を充てて建設又は買取りをした公営住宅の家賃に係る国の補助の特例については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に事業主体が公営住宅法第十六條第一項本文の規定に基づき復興交付金交付借上げ公営住宅の家賃を定める場合において、附則第八條の規定による補助がされたとき、又は当該復興交付金交付借上げ公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部若しくは一部に相当する額の同法第七條第五項第一号から第三号までに掲げる交付金が交付されたときは、当該補助又は交付金を同法第十七條第二項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。

（登録免許税法の一部改正）
 第二十四條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の三中「第六十一條第一項」を「第七條第一項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「同條第九項」を「同條第十四項」に、「第六十二條第一項」を「第七條の二第一項」に改める。

別表第一第百二十五号、第百三十九号及び第百四十号中「第六十一條第九項」を「第七條第十四項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十二條第一項」を「第七條の二第一項」に改める。

（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）
 第二十五條 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項のうち特別会計に関する法律附則第十二條の三の次に一條を加える改正規定中「附則第十二條の三」を「附則第十二條の四」に改め、第十二條の四を第十二條の五とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）
 第二十六條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項第五号ハを削る。

（内閣府設置法の一部改正）
 第二十七條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第三項第十四号の五中、「同法第七十七條第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八條第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること」を削り、「復興推進事業」を「復興推進事業及び」に改め、及び同法第七十八條第一項に規定する復興交付金事業等」を削る。

自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 財務大臣 麻生 太郎
 文部科学大臣 萩生田光一
 農林水産大臣 江藤 拓
 経済産業大臣 梶山 弘志
 国土交通大臣 赤羽 一嘉
 環境大臣 小泉進次郎

御名 御璽
 令和二年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十七号

自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律
 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二條中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。
 五 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

六 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。）をさせる行為

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

法務大臣 三好 雅子
内閣総理大臣 安倍 晋三

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十八号

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（著作権法の一部改正）

第一条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十一号中「第百十三号第三項」を「第百十三号第六項」に改める。

第三十条の二第一項中「又は録画」を「録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」に、「写真の撮影等」というの方法によつて著作物を創作する」を「複製伝達行為」という。を「その」に、「当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の」を「その」に、「から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における）」を「（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付随して対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。）に係る著作物（当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が「もの」を「場合における当該著作物」に、「創作に伴つて複製する」を「付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用する」に改め、同項ただし書中「複製」を「利用」に改め、同条第二項中「複製された」を「利用された」に、「同項に規定する写真等著作物」を「当該付随対象著作物に係る作成伝達物」に改める。

第四十二条第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 行政庁の行う品種（種苗法平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種をいう。）に関する審査又は登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。）に関する調査に

関する手続

三 行政庁の行う特定農林水産物等（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。）についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

第四十二条第二項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

第四十七条の三第一項ただし書中「第百十三号第二項」を「第百十三号第五項」に改める。

第四十七条の五第一項中「公衆への提供又は提示」を「公衆への提供等」に、「送信可能化を含む。以下この条において」を「公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下」に、「公衆提供提示著作物」を「公衆提供等著作物」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「第百十三号第二項及び第四項において同じ」を加え、同条第二項中「公衆提供提示著作物」を「公衆提供等著作物」に改める。

第四十七条の六第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 第四十七条の三第一項 翻案

第四十七条の六第二項第二号中「公衆提供提示著作物」を「公衆提供等著作物」に改める。

第六十三条第三項中「第一項」を「利用権（第一項）」に、「利用する権利」を「前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。」に改める。

第六十三条の次に次の一条を加える。

（利用権の対抗力）

第六十三条の二 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

第八十条第四項中「第五項の」を「第五項並びに第六十三号の二の」に、「同条第三項」を「第六十三号第三項」に改める。

第八十六条第一項中「第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四」を「第三十条の二から第三十条の四まで」に、「第三十条の二第二項ただし書」を「第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書」に改め、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「第三十条第一項」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的以外の目的のために、同項の規定の適用を受けて原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行った者

第八十六条第三項中「第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四」を「第三十条の二から第三十条の四まで」に、「第三十条の二第二項ただし書」を「第三十条の二第二項ただし書」を「第三十条の二第二項ただし書」を「第三十条の二第二項ただし書」に改める。

第九十条第三項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第四項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第五項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第六項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第七項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第八項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第九項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十一項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十二項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十三項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十四項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十五項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十六項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十七項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十八項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第十九項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第二十項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第二十一項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第二十二項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第二十三項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第二十四項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第二十五項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第二十六項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第二十七項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

第九十条第二十八項中「第六十三号及び第六十三号の二の」に改める。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)

改正案	現行
<p>(危険運転致死傷)</p> <p>第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為</p> <p>五 車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為</p> <p>六 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。)(又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。))において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行(自動車が直ちに停止することができるような</p>	<p>(危険運転致死傷)</p> <p>第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

七・八 | 速度で進行することをいう。 | をさせる行為
(略)

五・六 |
(略)